岐阜市登下校見守り支援サービス提供事業者登録要領

令和6年3月22日決裁

（趣旨）

第1条　この要領は、岐阜市登下校見守り支援事業補助金交付要綱（令和6年3月22日決裁。以下「要綱」という。）に基づき、見守りサービスを提供する事業者の登録について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条　この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

（登録の申請）

第3条　登録を受けようとする事業者は、次に掲げる書類を添えて、岐阜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

(1)　サービス提供事業者登録申請書（様式第1号）

(2)　サービス提供調書（様式第2号）

(3)　登記事項証明書

(4)　定款の写し

(5)　前各号に掲げるもののほか、登録に関し教育委員会が必要と認める書類

（登録等の決定）

第4条　教育委員会は、前条の申請があった場合は、別表に定める要件を審査し、登録をするときにあっては登録事業者にサービス提供事業者登録通知書（様式第3号）により通知し、登録をしないときにあっては理由を付してサービス提供事業者登録不承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（登録の有効期間）

第5条　登録の有効期間は、当該登録をした日から登録日の属する年度の3月31日までとする。

（登録の更新）

第6条　前条の規定にかかわらず、有効期間満了の日から1か月前までに登録事業者から第9条の規定による廃止の届出がない場合は、登録を更新するものとする。この場合における更新後の登録の有効期間は、更新前の登録の有効期間の満了の日の翌日から登録日の属する年度の3月31日までとする。

（登録事業者に係る情報提供）

第7条　教育委員会は、登録事業者に係る情報のうち、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1)　事業者の名称、住所地及び連絡先

(2)　見守りサービスの内容

(3)　前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（登録事項の変更）

第8条　登録事業者は、登録事項に変更が生じたときは、次に掲げる書類を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(1)　サービス提供事業者変更登録申請書（様式第5号）

(2)　前号に掲げるもののほか、登録事項の変更に関し、教育委員会が必要と認める書類

2　前項の規定により変更がなされたときは、変更した事業者にサービス提供事業者変更登録通知書(様式第6号)により通知するものとする。

（事業の廃止・休止・再開）

第9条　登録事業者は、当該事業を廃止するとき、休止するとき又は再開するときは、サービス提供事業者事業（廃止・休止・再開）届出書（様式第7号）により、速やかに教育委員会へ届け出なければならない。

（報告等）

第10条　教育委員会は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、保護者からの申込みに関するログ、電子メール等の情報の提出又は掲示を求め、関係者に対し質問することができる。

（登録の取消し）

第11条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。この場合において、登録事業者は、教育委員会に対して登録の取消しによって生じた損害を請求することはできない。

(1)　補助金の請求に関し、不正があったとき。

(2)　第3条に基づく事業者の登録に虚偽があった、又は要件を満たさなくなったとき。

(3)　事業者が暴力団関係企業等であることが認められたとき。

(4)　教育委員会が岐阜市登下校見守り支援事業を終了したとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が登録を継続することが不適と認めるとき。

2　前項の規定により登録を取り消す場合は、教育委員会は登録を取り消す事業者にサービス提供事業者登録取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（登録事業者の義務）

第12条　登録事業者は、見守りサービスの提供に当たり、別表に掲げる要件を着実に行わなければならない。

（その他）

第13条　この要領の施行に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附　則

この要領は、決裁日から施行し、令和6年度分の事業者の登録から適用する。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 要件 |
| ①見守りサービスの内容 | GPSを利用し、利用者が対象児童の位置情報をスマートフォン等で確認できるサービスを提供すること。 |
| ②申込者一覧表の修正について | 提出した申込者一覧表の情報に誤りがあった場合、保護者に申込内容を確認する等し、正しい情報に修正すること。  なお、何らかの事情により修正したものを提出できない場合、該当分の補助金について交付できないこと。 |
| ③個人情報の教育委員会への提供の同意 | 補助金交付の申請に必要となる要綱第6条及び第9条に基づく情報を教育委員会へ提供することについて、申込者の同意を得ること。 |
| ④必要となる書類の遅滞なき送付 | 要綱及び要領に規定する必要となる書類について、遅滞なく提供すること。 |
| ⑤情報提供 | 教育委員会の求めに応じ、契約状況、解約状況等の情報を提供すること。 |
| ⑥申請内容の正確性 | 本補助金の申請において提出する書類は、保護者が申込時に提出した情報・内容と相違ないことを確認すること。 |
| ⑦情報開示 | 教育委員会が必要と認める場合は、教育委員会が保護者からの申込情報及び申請内容に虚偽がないかを確認することに、同意・協力し、教育委員会の求める情報（申込みに関するログや電子メール）を掲示又は提出し、教育委員会からの質問に回答すること。 |
| ⑧補助金の申請取下げ、返還 | 申請書の内容に、虚偽の記載、不正の事実及び交付要件を満たしていない事実が認められた場合は、補助金の申請を取り下げ、補助金を返還すること。 |

別表

様式第1号（第3条）

岐阜市登下校見守り支援事業

サービス提供事業者登録申請書

　　年　　月　　日

岐阜市教育委員会　宛

所在地

　　　　　　　 事業者名称

　　　　　　　 代表者氏名

代

見守りサービス提供事業者として登録を受けたいので、必要書類を添えて申請します。なお、登録された場合は、要領の規定を遵守します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | | |
| 事業所名称 |  | | | |
| フリガナ |  | | | |
| 事業所の  代表者氏名 |  | | | |
| 事業所の  所在地 | （〒　　　－　　　　） | | | |
| 連絡先 | 電話 |  | ＦＡＸ |  |
| E-mail |  | | |
| 提供する見守りサービス | 名称 |  | | |
| 内容 | 見守りサービス提供調書（第2号様式）のとおり | | |
| 振込先 | 金融  機関名 |  | 支店名 |  |
| 種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ  口座名義 |  | | | |
|  | | | |

様式第2号（第3条）

岐阜市登下校見守り支援事業

サービス提供調書

1　提供するサービスの名称

2　初期費用の詳細（税込金額）

(1)　見守り端末の購入に要する初期費用　　　　　円

　（内訳）

　　　ア　ＧＰＳ端末　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　イ　充電機器　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　ウ　登録手数料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(2)　補助額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(3)　利用者負担額（(1)-(2)）　　　　　　　　　　　　　　　　円

3　サービス利用料（税込金額） 　　　　　　　　円／月

4　その他費用　　（　　　　　　　）　　　　　　　 円

　　　　　　　　　（　　　　　　　）　　　　　　 円

5　提供するサービスが基準を満たすことの確認（事業者の登録要件）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ✓ | 項　目 | 内　容 |
| □ | ①見守りサービスの内容 | GPSを利用し、利用者が対象児童の位置情報をスマートフォン等で確認できるサービスを提供すること。 |
| □ | ②申込者一覧表の修正について | 提出した申込者一覧表の情報に誤りがあった場合、保護者に申込内容を確認する等し、正しい情報に修正すること。なお、何らかの事情により修正したものを提出できない場合、該当分の補助金について交付できないこと。 |
| □ | ③個人情報の教育委員会への提供の同意 | 補助金交付の申請に必要となる要綱第6条及び第9条に基づく情報を教育委員会へ提供することについて、申込者の同意を得ること。 |
| □ | ④必要となる書類の遅滞なき送付 | 要綱及び要領に規定する必要となる書類について、遅滞なく提供すること。 |
| □ | ⑤情報提供 | 教育委員会の求めに応じ、契約状況、解約状況等の情報を提供すること。 |
| □ | ⑥申請内容の正確性 | 本補助金の申請において提出する書類は、保護者が申込時に提出した情報・内容と相違ないことを確認すること。 |
| □ | ⑦情報開示 | 教育委員会が必要と認める場合は、教育委員会が保護者からの申込情報及び申請内容に虚偽がないかを確認することに、同意・協力し、教育委員会の求める情報（申込みに関するログや電子メール）を掲示又は提出し、教育委員会からの質問に回答すること。 |
| □ | ⑧補助金の申請取り下げ、返還 | 申請書の内容に、虚偽の記載、不正の事実及び交付要件を満たしていない事実が認められた場合は、補助金の申請を取り下げ、補助金を返還すること。 |

　※項目にチェックをしてください

様式第3号（第4条関係）

岐阜市教委社青第　　号

　　　年　　月　　日

様

　　岐阜市教育委員会

岐阜市登下校見守り支援事業

サービス提供事業者登録通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請があった見守りサービス提供事業者登録、サービス提供調書の申請について、次のとおり登録したので通知します。

記

1　事業所に関する登録

(1)　登録番号

(2)　名称

(3)　代表者氏名

(4)　所在地

2　費用の詳細（税込金額）

(1)　見守り端末の購入に要する初期経費　　　　　　　　　円

　　ア　対象となる端末、充電器、登録手数料

　　　・

　　　・

　　　・

(2)　補助額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(3)　利用者負担額（(1)-(2)）　　 　　　　　　　　　　　　　　　 円

3　サービス利用料（税込金額） 　　　　　　　　 　 円/月

様式第4号（第4条関係）

岐阜市教委社青第　　号

　　　年　　月　　日

様

　　岐阜市教育委員会

岐阜市登下校見守り支援事業

サービス提供事業者登録不承認通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請があった見守りサービス提供事業者登録の申請について、次の理由により却下したので通知します。

記

　理由

様式第5号（第8条関係）

　　　年　　月　　日

岐阜市教育委員会　宛

岐阜市登下校見守り支援事業

サービス提供事業者変更登録申請書

　　　　　年　　月　　日付けで登録されたサービス提供事業者登録申請書又は

サービス提供調書について、内容の変更がありますので、次のとおり申請します。

記

1　登録番号

2　変更登録した内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （項目） | （変更前） | （変更後） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

3　変更日

様式第6号（第8条関係）

岐阜市教委社青第　　号

　　　年　　月　　日

様

　　岐阜市教育委員会

岐阜市登下校見守り支援事業

サービス提供事業者変更登録通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請があった変更登録申請書について、次のとおり変更登録したので通知します。

記

1　登録番号

2　変更した内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （項目） | （変更前） | （変更後） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

3　変更日

様式第7号（第9条関係）

岐阜市登下校見守り支援事業

サービス提供事業者事業（廃止・休止・再開）届出書

　　年　　月　　日

岐阜市教育委員会　宛

　　　　　　　　所　在　地

事業所名称

代表者氏名

次のとおり見守りサービス提供事業の（ 廃止 ・ 休止 ・ 再開 ）をするので、届け出ます。

記

1　登録番号

2　事業の（ 廃止 ・ 休止 ・ 再開 ）　　　　　　　年　　月　　日

3　理　　由

様式第8号（第11条関係）

岐阜市教委社青第　　号

　　　年　　月　　日

様

　　岐阜市教育委員会

岐阜市登下校見守り支援事業

サービス提供事業者登録取消通知書

　次の理由により見守りサービス提供事業者登録を取り消すので通知します。

記

1　取消しを行う登録番号

2　理由